# 葛南少年野球連盟規約

## 第1章 総則

第1条 本連盟は、市川市少年野球連盟の南ブロック所属として、通称を葛南少年野球連盟(以下、連盟とする)と称し、事務局を理事長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第2条 連盟は、野球を通して青少年相互の親交を深めると共に、時代を担う青少年 の健全な育成を図ることを目的とする。
- 第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1)少年野球大会の開催。

市川市少年野球連盟より承認された春季大会及び秋季大会を開催する。 また、交流を深めるため地区内及び地区外との大会を随時行うことがで きる。

- (2)野球技術向上のための講習会等の開催。
- (3)その他、少年の健全育成に関する事業の実施。

# 第3章 組織

- 第4条 連盟は、原則として市川市南行徳地区及び行徳地区内の小学生をもって組織する。但し、地区外の小学生であっても理事会の承認があれば参加を認めるものとする。
- 第5条 チームの入会は、理事会で総数の過半数をもって承認する。

#### 第4章 役員及び理事会

第6条 連盟に次の役員を置く。

 会長
 1名、理事長
 1名、副理事長
 2名まで、事業部長
 1名、

 総務部長
 1名、審判部長
 1名、

 会計
 1名、会計監査
 1名、理事
 若干名

- 第7条 連盟の理事に各チームの代表者又は監督を置く。
- 第8条 役員は、理事会において承認を受ける。
- 第9条 連盟に、顧問及び特別職を置くことができる。顧問及び特別職は、理事会の 承認を得て、理事長がこれを委託する。
- 第10条 大会又は事業を実施するため、必要に応じてその大会又は事業の期間に限り、大会会長等の役員を理事長が推薦し、理事会の承認を得た上で置くことができる。

## 第5章 会議

- 第11条 会議は、理事会とする。
- 第12条 理事会は、第4章第6条の役員を以って構成する。
- 第13条 会議は、構成員の過半数の出席を以って成立し、決議は出席者の過半数を以って成立する。
- 第14条 会議は、理事長が招集する。

## 第6章 会計

- 第15条 連盟の経費は、会費及び分担金(大会費)その他を以ってあてる。
- 第16条 会費及び分担金(大会費)は、理事会でその額を決定する。
- 第17条 会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日を以って終わる。

# 第7章 懲罰

第18条 連盟役員、理事、審判部員、チーム関係者のルール・マナー違反、及び青 少年健全育成や公序良俗に反する行為、連盟の品位を著しく汚す行為につい て、懲罰規則を定めるものとする。

# 第8章 付則

- 第19条 本規約の執行上、必要な細則は理事会において定める。
  - (1)本規約は、平成20年1月19日より発効する。
  - (2)本規約は、平成26年1月26日に改正する。
  - (3)本規約は、令和3年12月19日に改正し発効する。
  - (4)本規約は、令和4年12月18日に改正し発効する。